

# 横浜市地区センターの 運営にあたって

横浜市市民活力推進局  
平成19年10月改正

## 1 地区センターの設置目的

地区センターは、地域の住民が自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、講演会、研修会、サークル活動などを通じて相互交流を深めることを目的に設置しています。地域住民の自主的な活動をきっかけに地域コミュニティの醸成、地域連帯意識の形成を図っていただくため、幼児から高齢者まで、幅広い層の市民が、誰でも気軽に利用できるように運営をする必要があります。

## 2 地区センター委員会と利用者会議

施設の運営にあたっては、地区センターの設置趣旨から、地域や利用者の要望や意見を取り入れる必要があります。

要望や意見を把握し、更にはその実施について指定管理者自らがチェックを行うために、地域の代表者や利用者の代表等をメンバーとした「地区センター委員会」の設置と、広く利用者の意見を聞く場として、利用者の代表による「利用者会議」を開催してください。

## 3 地区センターの運営

### (1) 個人情報保護

業務を行ううえで知り得たことについては、指定期間中及び指定管理者期間終了後において、いかなる理由によっても他人に漏らしてはなりません。

### (2) 情報公開

施設管理に関しては積極的に情報公開を行うよう努めてください。地区センター委員会や利用者会議の会議内容、運営に関するモニタリング調査の結果、指定管理者自身によるセルフチェック、「ご意見ダイヤル」の意見などを、受付やホームページ上で公開してください。なお、利用者からの情報公開要望についても、積極的に対応してください。(判断に迷う場合は、区地域振興課に相談してください。)

### (3) 利用の受付・利用のルール

地区センター委員会や利用者会議から要望・意見を取り入れ策定してください。利用時間帯(コマ)については、利用要綱(資料編参照のこと)に定める必要があります。

#### 【留意点】

小中学生のみで利用する場合の退館時間については、帰宅時間や各館の地域状況などを考慮して設定してください。

### (4) 必要最小限の利用制限

地区センターは、地域住民の自主的な活動と相互交流のために設置され、幼児から高齢者まで、どなたでも気軽に利用することができる公の施設であるため、利用制限をする際には、条例や施行規則、利用要綱に留意してください。また、明らかに危険や混乱が予測されるものは、利用者の安全対策などの理由から利用を制限することができます。

**【具体的な事例】**

○下記の各号については、利用できません。

・ 営利のみを目的として利用するとき

ただし、団体やサークルが、講師を招いて行う活動などは、その講師が業として行うものであっても「営利のみを目的として利用する」には、該当しない。（講師自らが主催して「教室」等を開催する場合は利用できません。）

・ 企業の利用

物品の販売、商品の展示や説明会などの営利目的の利用、営業会議、社員採用試験や研修などの企業活動の一環と考えられるものは利用できない。ただし、企業内の趣味サークルが、そのメンバーで使用する場合や、地域との交流等を目的とした利用は、通常の利用と同様に扱う。

・ 設置目的に反するとき

地区センターは、地域住民の自主的活動と相互交流の場として設置しているものであり、その利用に関しても地域住民の自主的な団体、サークル及び個人による利用を原則とする。「設置の目的に反するとき」とは、地区センター条例で定めている利用の目的にあった利用内容以外のものをいう。

○下記の各号については、利用できます。

・ 政治活動の場合（原則利用可能）

議会報告会、講演会、その他の集会などの政治的活動については、選挙期間中の公職選挙法による制限を除いては一般の利用と同様に扱う。

・ 宗教団体の利用

宣伝、布教、宗教行事など、それが宗教活動であっても利用の制限をすることはできない。ただし、他の利用と同様、あきらかに危険や混乱が予測される場合は、利用者の安全対策を考慮し、利用を制限することができる。

・ バザーの開催

地域の公共的団体が、主催、共催する事業でセンターの設置目的に沿い、非営利（収益がない）である場合は、利用できる。

・ 有料の映画会、演奏会などの行事

ただし、地域の公共的団体が、主催、共催する事業でセンターの設置目的に沿い、非営利（収益がない）である場合のみ利用できる。

(5) グループ・サークル活動情報の提供

個人で、いろいろな活動に参加したい方に、既存のグループを紹介できるような態勢をとることも必要です。（既存グループには、事前に了解をとってください。）

(6) 図書の貸出方法

図書コーナーは、個人で来館した人が気軽に利用できるスペースとして設けているものであり、開館日には、図書の貸し出しを毎日実施してください。貸出冊数の上限や貸出期間などの利用のルールは、地区センター委員会や利用者

会議から意見等を取り入れ策定してください。

(7) 「利用案内」の備付け及び広報

利用者に地区センターの施設内容、利用方法などを知らせる「利用案内」、「利用の手引」などを受付窓口などに備えてください。また、ホームページ等を活用し、来館前の利用者への案内策を講じてください。

(8) 「センターだより」の発行

地区センターの広報として、自主事業案内、センターまつり、その他センターからのお知らせのほか、利用団体の情報、利用者の声を掲載するなど、センターと利用者との双方向の紙面として発行してください。発行は、できるだけ定期発行として地域や利用者へ定着するようにしてください。

(9) 利用団体などのちらしの掲示と置き場の確保

利用団体やグループ、地域団体等の活動などのちらしを、掲示又は置ける場所を用意します。掲示などを受け付ける際には、地区センターの設置目的に沿った内容であるか確認してください。(設置目的に沿わない場合は、お断りします。)

(10) 館内での飲食と喫煙について

ア 個人利用の場合の飲食

個人利用の軽飲食は、ロビーの一部や専用の飲食コーナーで行ってもらうなど、館の実情に合わせて何らかの対策を講じてください。

イ 団体、グループの占用利用のときの飲食

会議室や和室などを占用利用する際に、昼食やお茶菓子などをとることは可能ですが、飲酒が主たる目的の場合は利用できません。

ウ 喫煙について

原則として、施設内は禁煙です。

#### 4 地区センターの自主事業

##### 【目的】

地域住民が自主事業に参加することにより、新しい地域コミュニティ団体やグループを形成してもらうことを目的としています。実施に際しては、年齢、性別などに偏らず、多くの住民が参加できるような様々な事業を展開してください。

##### ○募集及び開催方法

地区センターだよりや館内掲示の他に、「広報よこはま区版」、「町内会回覧」などを活用します。「広報よこはま区版」や「町内会回覧」への掲載依頼は、区役所と調整して行ってください。受付方法は、手紙、来館、電話などの方法がありますが、申込者が混乱しないように注意してください。

##### ○参加者負担金

事業に必要な経費は、その総額の範囲内で参加者に負担を求めることができます。ただし、参加料が高額となると、一般の参加が難しくなると同時に地域コミュニティ団体、グループの形成という自主事業の趣旨と異なる恐れがありますので、自主事業の企画及び参加料設定については、十分留意してください。

##### ○講師謝金

自主事業は、地域コミュニティ形成を目的に実施するものであり、事業企画の必要性からやむをえない場合を除き、講師はできる限り地元に住む各種の技能、資格を有する人に依頼してください。謝礼金は、講師の理解と協力をいた

だき高額にならないよう努め、参加者に過剰な負担がかからないようにしてください。

○事後グループの優先利用

自主事業が終了したのち、そのグループが引き続き同様の活動を行う場合は、自主的な活動と相互交流を促進する観点から、一定期間優先利用を認めることも可能です。

5 地区センターの管理事務

(1) 利用統計事務

地区センターの利用状況を把握するため、利用統計業務をお願いしています。内容については、予約システムに日々の入力をするとともに、半期ごとに本市の指定様式（資料編参照のこと）に沿ったものを提出していただきます。

(2) 備品管理事務

地区センターの備品管理は、各備品に施設名を明記し、各室ごとに備品台帳を作成するなど適正な管理をしてください。備品台帳には、品名・型番・単価・数量・購入年月日を明記します。また、状況により廃棄をする場合には、事前に区地域振興課と協議が必要です。

(3) 防災計画と災害時の対応

ア 防災計画

地区センターは多くの市民が利用する施設です。防災計画、消防計画などを立て、いざというときに備えるとともに年1回は防災訓練を実施してください。資格のある者を防火管理者に定めて（通常は館長）、防火管理者選任届、消防計画などを消防署に届ける必要があります。（防火管理者資格は、消防署の講習会を受けて取得できます。）

イ 風水害時の対応

ラジオ、テレビなどで天気予報や注意報、警報を的確につかんで利用者への対応を図ります。地区センター開館時に台風などに伴う諸警報が発せられ、災害の危険が予想される場合は、区地域振興課と相談の上、利用者と調整し閉館などの処置をとります。また、翌日には被害状況の有無を区地域振興課に報告します。

※地区センターは、災害時に区役所から「特別避難場所」として指定されます。「特別避難場所」の開設あったては、区職員と連携して行き、必要な処置を講じてください。

(4) 事故防止と発生時の対応

ア 盗難

盗難にあった場合は、至急警察に届け出るとともに、区地域振興課に連絡します。後日、文書にて被害状況、処理経過、対応策などの報告をしてください。

イ 傷害等

利用者に急病、怪我などの事故があった場合、病状、症状を確認し地区センター備え付けの薬品で対応できるものは応急処置を講じます。状況によっては、職員が病院へ同行する、家族などに連絡するなどの対応をとってください。応急処置を講じた後、区地域振興課へ報告し指示を受けてください。診断結果など、ある程度詳細が判明した段階で、事故連絡票により区地域振興課へファックスやeメール等で報告を行います。

事故連絡票（モデル案）

平成 年 月 日

〇〇区地域振興課長

施設名  
連絡者氏名

事 故 連 絡 票

事故発生日時	平成 年 月 日 ( )	午前・午後	時 分	ころ	
事故発生場所					
事故当事者	氏名		性別 (男・女)		
	年齢 歳				
	住所		区	町・丁目	番地 (番) 号
	電話番号 ( — — )				
	保護者氏名 (未成年の場合)				
	家族などへの連絡		( 済 ・ 未 )		
事故の概要 及び 対応などの てんまつ					
手当を受けた 病院名等	病院名				
	電話番号 ( — )		住所 ( 区 )		
	付添者 家族など ( )、施設職員 (氏名 )				
	診断結果				

(注意) 事故発生後速やかに連絡してください。  
詳細が明らかでない場合は「不明」としてください。

# 横浜市〇〇地区センター利用要綱（モデル案）

制 定 平成〇年〇月〇日

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市地区センター条例（以下「条例」という。）、同施行規則（以下「規則」という。）その他の関係法令に基き市民の利用に供する横浜市〇〇地区センター（以下「センター」という。）の利用ルールについて、必要な事項を定めるものとする。

（利用）

第2条 センターは、地域住民のだれもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 話合い、研究会、集会など地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示会など、住民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) その他の地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (5) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催し物などの自主事業

（開館時間） **※施設により別の開館時間等を定める場合は対応した内容を記載してください。**

第3条 開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、開館時間を変更することができる。

（休館日） **※施設により別の休館日等を定める場合は対応した内容を記載してください。**

第4条 センターの休館日は、次の通りとする。

- (1) 年末年始：12月28日から1月4日まで
- (2) 施設点検日：毎月第●〇曜日

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

（利用時間帯）

第5条 センターの利用時間帯（コマ）は、次に掲げるとおりとする。

**※各館の部屋ごとの利用時間帯を記載してください。**

（貸切利用の申込み及び決定） **※各施設の利用ルールに対応した内容を記載してください。**

**※一例**

第6条 センターを貸切利用する者は、横浜市〇〇地区センター利用許可申請書に必要事項を記入して事前に申請し、許可を受けることとする。

2 指定管理者は、貸切利用の申請を利用予定日の〇ヶ月前から受け付け、申請者が多数の場合には抽選を行い決定し、横浜市〇〇地区センター利用許可書を交付する。

3 前項について、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(貸切利用の申込み制限) **※各施設の利用ルールに対応した内容を記載してください。**

**※一例**

第7条 貸切利用の申込みは、一利用時間帯を1回とし、1ヶ月に〇回までとする。ただし、会議室と体育室のように利用内容が異なる場合は、それぞれ〇回まで申込みができる。なお、料理室については、2コマ連続利用の場合も1回とみなすこととする。

2 架空の団体名によって重複して申込みを行い、又は利用した場合には、以後、その団体の申込みを制限する場合がある。

(利用条件) **※各施設の利用ルールに対応した内容を記載してください。**

**※一例**

第8条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を遵守すること。
- (2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること。
- (3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること。
- (4) センターの設備又は使用した物品を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること。

(利用の制限等)

第9条 センターは、次のいずれかに該当する場合には、利用できない。

- (1) 営利のみを目的として利用するとき。
  - (2) その他利用の目的がセンターの設置の目的に反するとき。
- 2 指定管理者は、利用の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 指定管理者は、施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。
- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
  - (2) センターの設置の目的に反するとき。
  - (3) センターの管理上支障があるとき。
  - (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(利用許可の取消等)

第10条 指定管理者は、利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 条例若しくは規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) 条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(利用料金) **※地区センターのみ該当。**

第11条 センターを貸切利用する場合は、次の表に掲げる料金を支払う。

**※各館の部屋ごとの利用料金表を記載してください。**

(利用料金の徴収日) **※地区センターのみ該当。各施設の利用ルールに対応した内容を記載してください。**



**※一例**

第12条 利用料金の徴収日は、利用予定日の〇ヵ月前の抽選日とする。ただし、抽選日以降の申込みについては申込日とし、電話等による予約をした場合は、その申込日から〇〇日以内とする。

(利用料金の返還) **※地区センターのみ該当。各施設の利用ルールに対応した内容を記載してください。**

**※一例**

第13条 既納の利用料金は返還しない。ただし、次の場合その他必要と認められる場合は、利用料金を返還する。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由により施設の利用ができなくなった場合  
既納の利用料金の全額
- (2) 利用者が利用日の7日前までに利用の許可の取消を申し出た場合 既納の利用料金の全額

(利用料金の減免) **※地区センターのみ該当。各施設の利用ルールに対応した内容を記載してください。**

第14条 本市(区)が主催・共催する事業(10割減免)、指定管理者がセンターの自主事業等で利用する場合(10割減免)の他、次の表に掲げる利用については、利用料金の減免の対象とする。

	対象となる利用	減免の割合
①	・本市から委託・依頼・要請等を受けた事業を推進する目的で利用する場合 ・区の自主事業を引き継いだ公益的事業を行う場合	10割
②	高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・青少年の健全育成等を目的に活動する団体がその目的に沿った事業を実施するために利用する場合	5割
③	その他指定管理者が公益上特に必要と認めた場合	5割又は10割

※5割減免の場合の10円未満の端数については徴収しない。

- 2 利用料金の減免を申請する団体は、利用料金減免申請書・優先申込書をセンターへ提出する。
- 3 センターは前項の申請書を審査し区役所と協議の上、利用料金減免・優先申込 承認/不承認 通知書を交付する。

(優先申込み) **※各施設の利用ルールに対応した内容を記載してください。**

第15条 次の表に掲げる利用については、受付開始日以前であっても優先的に申込みができることとする。申込み手続きは、前条第2項及び第3項と同じとする。

	対象となる利用
①	地区センター各館の自主的事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合(自主事業終了後6ヶ月以内)
②	利用料金の減免の対象となる利用 <b>※地区センター以外の無料施設は具体的に項目を記載してください。</b>
③	その他指定管理者が必要と認めた場合

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は指定管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。